

## 令和元年度第1回佐賀県公共事業評価監視委員会

日時：令和元年8月9日（金）10：00～12：00

場所：特別会議室

### 1．開会

（事務局）

今、机の上のほうに、新しい資料を配付しておりますけども、資料4の3、4の4につきまして差しかえのほうお願いしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、開会に当たりまして、県土整備部長の逢坂より挨拶を申し上げます。

### 2．県土整備部長挨拶

（逢坂県土整備部長）

御紹介いただきました。県土整備部長の逢坂です。4月から、部長を拝命しております。どうぞよろしくお願います。委員の皆様におかれましてはこの改正に当たりまして再任御快諾いただきまして、誠にありがとうございます。また永原様におかれましては新たに就任ということで、御快諾いただきありがとうございます。

さて、佐賀県の社会資本整備の重要性につきましては、今さら申し上げるまでもありませんけれども、昨今、災害は局地化・激甚化しておりまして、国のほうでは国土強靱化のための3カ年緊急対策が行われております。佐賀県全域におきましても、幹線道路ネットワークの整備でありますとか、河川の整備、並びに、生活に身近なところでは歩道整備なども行っておりまして、さまざまな社会資本整備を行っているところであります。

本委員会におきましてはこうした社会資本整備の必要性、それから費用対効果などにつきまして、御審議いただきまして、第三者の視点でのチェックというものをお願いしております。事業の透明性、客観性、こういうものを担保していく機関として、ますますその重要性は高まっているというふうに思っております。

本日は諮問事項といたしまして、維持系のダム施設につきまして、新規評価マニュアルから長寿命化計画への移行ということについて御審議いただくほか、幾つかの報告事項もございます。

委員の皆様方にはそれぞれの立場から、忌憚のない御意見いただきますように、お願い申し上げます。開会の挨拶というふうにいただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

（事務局）

逢坂部長、ありがとうございました。委員の皆様には、本年の7月から2年間につきまして、委員のお願いをさせていただいております。ご多用のところ御就任いただきましてありがとうございます。机の上に委嘱状を配布させておりますので、御確認のほどよろしくお願

いをいたします。

それでは、今回、新たな委員の方も御就任いただいております。また、執行部のほうも人事異動で変わっておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思います。まず執行部のほうからよろしく願いいたします。

(熊崎県土整備部副部長)

県土整備部本部長の熊崎です。よろしくお願い致します。

(平尾県土整備部副部長)

県土整備部副部長平尾です。よろしくお願い致します。

(横尾県土整備部副部長)

県土整備部副部長の横尾でございます。よろしくお願い致します。

(田崎地域交流部副部長)

地域交流部副部長の田崎でございます。よろしくお願い致します。

(山口農林水産部副部長)

農林水産部副部長の山口でございます。よろしくお願い致します。

(事務局)

それでは続きまして、委員様、伊藤先生のほうからよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願い致します。

(猪八重委員)

猪八重です。よろしくお願い致します。

(亀山委員)

亀山です。よろしくお願い致します。

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願い致します。

(鳥井委員)

鳥井です。よろしくお願い致します。

(永原委員)

永原です。よろしくお願い致します。

(牟田委員)

牟田です。よろしくお願い致します。

(山本委員)

山本です。よろしくお願い致します。

(事務局)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に委員の皆様方に、委員長の選出をお願いしたいと思います。委員長につきましては、佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱第5条第1項に委員のご選任によりこれを定めると規定されております。

委員の方、どなたか御推薦される方はいらっしゃいませんか。

(山本委員)

前任期に引き続きと、あと、やはり専門性とかから、伊藤先生が適任ではないかということで推薦させていただきます。

(事務局)

それではただいま、伊藤先生の御推薦がございましたが、伊藤先生に委員長御承認いただくということでよろしいでしょうか。

(一同)

はい。

(事務局)

それでは、御了解いただいたということで、それでは、伊藤先生に委員長のほうをお願いしたいと思います。それでは、伊藤先生におかれましては、委員長席のほうへご移動お願いいたします。

それでは一言御挨拶のほうよろしくお願いしたいと思います。

(伊藤委員長)

前回到引き続きまして委員長を仰せつかりました。改めまして佐賀大学の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

整備部長の方から先ほど御挨拶がございましたように昨今、災害で公共事業、インフラの重要性というのは一般県民、市民のほうでも非常に関心が高まっております。特に昨年の西日本豪雨災害のときは230名以上の方が全国で亡くなりまして、全半壊の戸数も1万8000戸以上と言われております。

これからのインフラ、特に防災関係というのは非常に重要な位置づけになります。この委員会、そういったインフラも含めて経済発展のための道路、教育のための公共施設、こういったものを県民目線、委員の皆様、もしくはそれぞれの専門の立場で、活発な議論をしていただくことを望みます。私にとっても勉強になる委員会でございます。

これからも、公明で活発な御意見いただきますよう、委員の皆様、それから、真摯に、また正確な情報を伝えていただきますが、県の方々どうぞこの委員会、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

伊藤委員長、ありがとうございます。それでは、議事次第に従いまして会議を進めていきたいと思ひます。本日は、1件の諮問と3件の報告事項の計4件の議題について御審議をいただきたいと考えております。それでは、伊藤委員、この後の進め方についてよろしくお願ひいたします。

(伊藤委員長)

それでは早速ですけれども、最初の議題にまず入ります前に、前回の委員会で、事前に事務局のほうから、委員の意見の対応、要はですね、具体的に申しますと吉野ヶ里に関して前回議案がございました。それに対しては、委員の方からいろんな質問が出た中で、詳細なデータというのはですね、なかなかこの委員会で全て持ち合わせるわけにはいきませんので、それを、後日、御質問いただいた委員の方のほうに説明していただいたという、そういった経緯がございます。そこら辺のところですね、事務局のほうから、御説明いただけますでしょうか。

(熊崎県土整備副部長)

はい。事務局長の県土企画課長を兼ねておりますので私のほうから説明させていただきます。

今委員長からございましたように前回、平成30年度第3回の評価委員会におきまして、公園施設整備に関するマニュアルの変更について、御承認をいただいておりますが、その際に十分に御質問にお答えできなかったことについて、その後の対応について、御説明をいたします。

まず1点目の鳥井委員のほうから、マニュアルの中で「想定される」という表現につきまして、30点配分するには曖昧過ぎるのでないかという御意見をいただきました。

この件につきましては、附帯意見ということでございましたけれども、あくまでも災害発生時に想定される、さまざまなシーンでの利用を想定・前提としている施設設備ということで想定されるという文言を使用していること、改めて説明させていただきまして御了解をいただいております。

もう1点は、吉野ヶ里歴史公園事業の総便益の算定方法等につきまして、亀山委員、山本委員、猪八重委員から御質問をいただいております。この件につきましては、昨年3月に、全ての委員に補足説明の資料を送付をさせていただきました。資料について御不明な点はございませんでしたでしょうか。

ございませんでしたら、この件につきましても御了解いただいたということで、議事に戻りたいと思います。よろしく願いいたします。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。こういった形ですね、その場で答えることができない場合には個別にまた委員の方々もしくは次回の委員会という格好で、御説明いただくというような形でさせていただきたいと思います。

それでは諮問事項のほうに移りたいと思います。質問事項が1件ございましてですね。新規評価マニュアルの変更、これは、河川ダム関係のマニュアルになりますけれども、以前ですね道路や都市公園、こういったものを、評価マニュアルのほうに上げております。それと同様の諮問事項でございます。それでは、事務局のほうから御説明のほうお願いいたします。

(熊崎県土整備部副部長)

はい。私のほうから御説明いたします。

お手元の資料1の11ページを、ごらんいただきたいと思います。佐賀県の公共事業評価制度についての説明となっております。参考資料というところでございます。

下のスライドの通り、新規評価につきましては、評価の基準を定めました、新規評価マニュアルを新しく制定する場合や、内容見直す場合に当委員会で御審議をいただいております。

本日は、維持系の河川、ダム、海岸、その中でも建設海岸事業の施設についての新規評価マニュアルについて、変更を、お諮りするものでございます。変更と申しましたけれども、具体的には廃止ということでございます。

資料13ページの、下段の資料をごらんいただきたいと思います。

新規評価マニュアルの廃止というふうに申し上げましたけれども、維持系の事業につきましては、新規評価マニュアルによる評価から、長寿命化計画に基づく、事業実施というふうに移行を進めているところでございまして、これまでも道路橋、公園施設、河川施設の

うちの排水機場や水門につきましては、長寿命化計画の策定にあわせて、そちらのほうに移行していたという経緯がございます。

長寿命化計画と申しますのは、インフラの耐用年数を延ばすための修繕計画のことですが、我が国におきましては、高度成長期にたくさんのインフラを建設しております、その維持や更新に多額の費用が見込まれるということから、それを抑制し、平準化するために施設ごとに定める計画でございます。

これまでは、新規評価マニュアルによりまして、事業の必要性や透明性、コストなどについて、個別に審査をお願いしておりましたけれども、13 ページ資料右側にございますように、黄色に着色したところがございますけれども、長寿化計画におきましても、その施設修繕の必要性を示す指標でございますとか、この計画自体が予防保全による、コスト縮減という効果を持ち合わせているというようなことから、マニュアルによる審査と同様の効果が担保されるというふうに考えておきまして、維持系の事業につきましては、この長寿命化計画を、委員会にお諮りした上で、対応する新規評価マニュアルを順次廃止すると、ということで、平成 23 年度に委員会において、了解をいただいております。

今回お諮りいたしますのは、維持系の河川事業のうち、ダムについてでございます。内容につきましては、担当の、城原川ダム等対策室から御説明をいたします。よろしく御審議をお願いいたします。

(城原川ダム対策室：中西室長)

城原川ダム等対策室の中西と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、御説明したいと思っております。

目的と 2 番目の、新規マニュアルの変更については先ほど熊崎副部長からですね、説明があったので、重複しますので、割愛させていただきます。

今回諮問いたしますダムの事業ですけれども、河川事業の中の施設の中のダムということでお願いいたします。

同じ、河川施設の中でもですね、排水機場と水門につきましては、既に移行済みというふうになっております。

次に、ダムについて、御紹介いたします。ダムの役割ですけれども、ダムの役割につきまして大きく二つに分けられて、治水と利水に分かれます。

治水というのはですね、大雨のときに上流から洪水の雨水が集まってきて、ダムがない状態であったら、下流にそのまま流れて、河川的能力を超えるときは、洪水が発生することになります。ダムをつくりまして、ダムに洪水を一時的にとどめて下流に流す水の量を調節するということで、下流の安全を図ることができます。これを洪水調節と言いまして、この洪水調節をすることで治水機能があると。この洪水調節の機能のやり方としてですね、ゲートをもって下流に流す水を調節していくのをゲートダムと。それと、あらかじめですね、計算して下流に流す量の見合いの穴を、コンクリートの堤体の中に空けて、小さな穴を流れ

ることで下流に流す水の量を調節するというものをゲートレスダム、という二つのタイプに分かれます。

あと、利水につきましてはですね、河川の維持流量や水道用水、工業用水等をダムで貯留して、必要なときに、順次流していくというような機能を持っております。

次にダムを構成する施設について御説明いたします。

ダムを構成する施設は、大きく四つに分かれまして、土木構造物、機械設備、電気通信設備、その他の施設となりますけれども、写真をごらんになっていただきたいと思います。土木構造物ですけれども、ダムの堤体、洪水吐きというのがですね、堤体の上に穴が開いてますけれども、ここまで水がたまって、そこから満水になったときに水をこぼす穴のことを洪水吐きと言います。あと、ダムを支える基礎地盤や、点検のための監査廊というのがありますけれども、それとか、堤体周辺の斜面、これも土木構造物としてきちっと管理をしていかななくてはならないものです。あと、機械設備が先ほど申しました、放流のためのゲートやバルブ、そして湖面の管理とかに使います係船、船で管理をするんですけどもその船をとめ置く設備とか、堤体内のエレベーターとかも機械設備になります。

あと、水位情報や気象情報をですね、収集して、それに基づき、放流量とか流入量を計算したりするダム管理用制御処理施設に通称「ダムコン」と言っておりますけれども、ダムの心臓部になりますけれども、こういったコンピューター関連の設備や電源設備、そして、通信設備っていうのが電気通信設備になります。その他の施設として、管理用の建物や、水位局の局舎ですね、これも建物みたいなものですが、それとか導水トンネル、貯水池周辺の斜面等があります。

佐賀県ですね、ダムについてちょっと御紹介しますけれども、佐賀県の県で管理するダムは全部で13ダムがあります。県の西部、唐津市とか伊万里市から、嬉野市、鹿島市といった県の西部地域にですね、分布しております。有田ダムっていうのが1番古いんですけども、これが竣工年が1961年で今、58年経過しております。もう次に岩屋川内ダムです。ずっとこう来まして、深浦ダムがちょうど、今年で30年を迎えるということで、なっております。過半数がですね、30年以上という形になっております。30年を超えてくると、かなりまあ、いろいろ手直しとかしなくてはならないというような形になっております。

今後ですね、きちっとそこら辺を管理していくということで長寿命化計画を立てていくということになりますけれども、ちょっと補修の実例を御紹介しますと、機械設備のゲートのほうで、1番左の写真がですね、さびが出ているようなゲートを、研磨して、塗装をやり直したという例ですね。そして巻き上げ機の歯車がさびていて、これはもうちょっと更新しなくちゃいけないということで、入れかえをしたという実例です。

あと、先ほど申しましたダムコンという心臓部の施設になりますけど、これももう老朽化したところのダムでは、入れかえをしたということでコンピューター技術の進歩で、コンパクトなものになっているという、実例です。

今回ですね、ダムの長寿命化計画を策定したわけですけれども、この13のダムに個別の

ダム一つ一つです、総合点検ということで、専門家を入れて、きちとこう、点検をして、個別のダムの長寿命化計画を一旦つくりまして、それをですね、一つにまとめて、県の全体でもう一度評価の整合性とか見て、そして、年度ごとの今後の費用のばらつきとか平準化しまして、県営ダム全体の今後50年間の維持管理計画を、ダムの長寿命化計画といたしました。これがですね、左のグラフが健全度のイメージですけれども、時間の経過とともに健全度がどんどん落ちていて、従来型の補修ですと、壊れたら大規模補修、壊れたら大規模補修というような繰り返したってということですが、今後ですね、長寿命化計画によりまして、定期的に検査をきちと入れまして、小さな補修を施すことによって全体として健全度の低下も防ぎ、コストも縮減していく、ということで考えております。

具体的にこういった評価をするかということですが、ちょっと御説明をいたします。評価の方法ですが、土木構造物、機械設備、電気通信設備の各項目においてそれぞれ健全度を評価いたします。評価の基準としましては、AからCまでの4段階で評価することになります。直ちに措置を講ずる必要があるものをA、速やかに措置を講ずる必要があるものをB1、機能は保持されていると判断されて必要に応じて措置を講ずる必要があるものをB2、機能に影響を及ぼす恐れがないと判断され、状態監視を継続してよいとするものがCという4段階の評価をそれぞれの施設で行っております。

まず土木構造物の評価についてですが、重要度が最も高いものとしては、やはり、洪水調節機能の低下のおそれがあるものが重要度が高いというふうに評価しております。あと健全度につきましても機能が低下しているもの、機能への影響があるもの、近い将来機能への影響が予見されるもの、というような区分で分類をしていくということで行っております。佐賀県の13ダムを全てコンクリート重力式ダムということで、形態がコンクリートですが、今回ですね、点検した結果全部Cで、このまま、今、大きなひび割れとか何とかは、問題のあるひび割れとかはありませんでしたので、このまま状態監視を続けていくということ結果になっております。

次に、機械設備の健全度ですが、まず重要度としましては人命、財産に影響を及ぼす恐れがある機器を最も重要度が高いというふうにするので、先ほど御説明しましたゲートダムのゲートとかいうのは、最も重要なものというふうな位置づけになります。健全度も先ほどのところと同じような形で、評価をして、それぞれの施設について、AからCまでの4分類で評価をしております。

次に、電気設備ですが、電気設備はですね、少しちょっと評価の仕方が違っていて、ストック基本評価ということで、設置環境やさびの出ぐあい、破損の状況、部品の劣化などの基本機能の低下などを評価して、点数化をするという、そういう国から示されております手法となっております。それに基づきまして、基準以上に劣化した設備について、重要度評価を実施して、このマトリクスにありますように評価をしております。

この評価に従ってですね、今後、定期的に、補修、更新をやっていくという、ことですね、今後の維持管理、県営ダム全体でですね、コスト縮減を図っていくということで、棒グ



ラフがですね、10年間の事業費ですね、10年ごとの事業費、最初の10年で一番左のほうでなっておりますけれども、従来型でいきますと、青い事業費が必要であるという形で、長寿命化計画に移行して、きちっと点検しながらやっていくということで、オレンジの事業費まで削減、縮減ができるということで、50年間トータルで180億円の縮減効果があると試算をしているところです。

長寿命化計画の公表についてですけれども、各ダムですね、施設ごとの評価を公表する。例えば一番上の有田ダムで、1例ですけども、土木構造物の評価がC、機械設備の評価がB1、電気通信設備はB1というふうになっておりまして、直近ですね、いつ、更新、修繕を入れるかという予定の年次、それと補修の内容、事業費を、今後、各ダムごとに公表していこうというふうにしております。

最後になりますけども、この長寿命化計画の策定に当たりまして、学識経験者等ですね、意見を聞いておりまして、4人の先生がたに意見を聞いて、長寿命化計画を策定しております。以上で御説明といたします。よろしくお願いいたします。

(伊藤委員長)

はい、詳しい御説明ありがとうございました。少しだけ補足させていただきますと、道路含めたこの長寿命化修繕計画というのが、国のほうが平成14年からやっております各自治体のほうに向けて、いわゆる自治体が管理する、インフラをですね、従来の事後保全といって、もう、悪くなるまで使って、スクラップアンドビルドで新しくしようというそういう考え方から、予防保全と申しまして、ちょっとずつ悪くなったら少しずつ直していきましょと。人間といいますと、風邪を引いたらこまめに風邪薬を飲んで直していきましょ。風邪をほっときますと肺炎になったりして、余計治療費がかかる。ですから、できるだけ予算を削減してですね、長持ちさせましょというそういう思想のもとにですね、この修繕計画、もうありとあらゆるインフラで動いております。

その中のダム、河川管理施設ですね。それを今回ですね、新規評価マニュアルから、こういった学識経験者がもう個別のいわゆる機械の部品、ダムの中の設備、機械まで点検しながらこまめに見ていきましょ、というそういう方向に移行しようというご提案なんですね。はい。すいません。ちょっと長くなりましたけれども、委員の皆様から御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(山本委員)

この策定について、反対意見ということではありませんが、表紙の1ページ目のところで城原川ダム等対策室というものが書かれております。その城原川ダムの建設に向けて、県はどのように関係していくのでしょうか。

(城原川ダム等対策室)

私のところ、組織として、河川砂防課で、河川事業全般を扱っておりますけれども、その中に、課内室として、ダムを担当する部署として城原川ダム等対策室っていうのがあります。その中に、城原川ダムは、国の直轄事業で進められておりますけれども、県としてもそこに対応していく仕事がありますので、それを担当する。たまたま県営ダムの建設が終わって、ダムの中では、城原川ダムの対応が一番重要な仕事だということで県民の皆さんに分かりやすいようにダム全般をするけれども城原川ダム等という名前を付けて県としてもこの事業は大切なんだという姿勢を皆さんに分かってもらうという意味でこの名前になっている。

(山本委員)

はい。個別に質問するかもしれませんが、大体わかりました。

(伊藤委員長)

はい、ではお願いします

(佐藤委員)

はい、すいません、マニュアルだとかっていうことは、今山本先生もおっしゃったように深く私も追求することができないっていう部分があるんですけども、城原川地元なので、ちょっとお尋ねさせていただけたらと思ったのが、今マニュアルの話される中でも、やはりその、幾ら修繕とはいえ、財政は少しずつ投下されていくっていうことは変わりようのない現実だと思うんですね。

そういった中で、少子高齢化とか、財政難と言われる中で、そのダムがどうしても必要かっていうことは、今県民のため、県民の皆様、情報提供する、県民の皆様のための事業だということをおっしゃるのであれば、やはりこのダムがどうしても必要なのかっていうのは、やはりその地元にいる人たち、地域の人たちには、ある程度、情報提供っていう話はされるべきなんじゃないのかなっていう気がしてならないんですよ。特にこのダムは何十年っていう、建設までの長い時間があって、特に私祖父が検討委員会に入っていたりだとか、その検討委員会の学校、大学の先生だとかと話す機会があったりだとか、おそらくダムの世界で有名な大分の室原さんっていう方が、私たちの法人の会員に妹さん夫婦が入ってくださってる中で、私も山の中に住んでいてそういう大きな公共事業っていうのはどうしても田舎にしわ寄せが来るようなイメージがあって、そういった中で、例えば、水没される方ももちろんいろんな苦しみだとかを味わっておられると思うんですが、やはりそこに取り残される方々が果たして生活が今までと同じような状況で送っていくことができるのか。今限界集落だとか、地域おこし協力隊って言って、若い人が田舎に行くような政策が総務省を中心にされてますけど、そういった情報提供がなかったり、あとは、そういった生活を今後送ることになるのかって言った、協議だとかがない中で、残される人たちはやっぱり不安感とか、閉塞感っていうものの中で、その、ふるさとを捨てなきゃいけない現実に立ち塞

がる、現実にぶつかる可能性が出てくるんですね。

だからこれ国の直轄事業って言われるかもしれませんが、やっぱりそうやって、県民目線で事業されていくってことであれば、もう少しやっぱりその情報提供、どういった生活を今後、そこに取り残される方々は送らなきゃいけないのか、っていう視点からも、水没ということだけではなくて、情報提供がされるべきなんじゃないのかなっていう気がしてしまいます。

(城原川ダム等対策室)

はい、情報提供、私たち、よく水没者の皆さんとは結構ですね、頻繁に会ってる。それと、先日も脊振の区長会に呼ばれて、国のほうが、事業説明して、私たちも一緒に今のダム事業の状況とかの説明をしてきたところですけども、あと、今後ですね、ダムの周辺、水没者の方は恐らくこう移転されるだろうと、そして、その周りの集落がどうなるのかということにつきましては、国もですね、ダムの周辺地域の振興というのを、ダム事業をするときには必ず考えていくべき問題だということにしておりますので、そのことは、地元の神埼市が大体主体になってしまいますけども、県もそこに、きちっと協力してやっているの、今後ですね、地域の人たちに、将来どうしたらいいんだというようなことをヒアリングして、昨年ヒアリングしたりしましたけれども、そういった取り組みを積み重ねてですね、地域がどうあるべきだという議論を、本年度も続けていくというそういう予定にしております。

(伊藤委員長)

多分佐藤委員の御質問はですね、そういった活動もさることながら、情報公開ですね、そういった活動、協議の内容も含めて、どうされているのかという御質問もあるとは思いますが。

(佐藤委員)

そうですね。やっぱり建設するっていうことがどうしても先走りしてしまって、その周辺にこれからも定住していく人たちは、どういった生活の変化があるのか、ということが説明会されるって言われるけれどもなかなか伝わってこない。付け替えの道路がどうなるかっていうことと、例えば脊振地区はどうしても買い物にしても仕事にしても都市部に出ないかなきゃいけないって時に朝・夕方の5分ってすごい大きいんですね。そういったものが自分たち一人一人の生活にどういった形で重くのしかかってくるのか。やっぱりそういったものって水没地だけの問題ではない気がするんですね。やっぱり伊藤先生が最初に言われたように環境が変わっていて県民の安心安全を守るためには必要な公共政策というのが時代の流れとともに変わってきてると思うんですけど、だけれどもそんな中でも県民一人ひとり故郷を捨てずにそこで自分なりに幸せに暮らしていくっていう権利は憲法に保障されてると思うんですよ。だからそういった中で感情論になってしまうかもしれないけれども、大きな公共事業を山間地域にもっていくということは住民の感情を二分するとか

そういうところまで波及してしまうということに行政の方がもっと考えをおいて取り組んでいただきたいな、というのが地域住民として悔しさと言ったら言葉が悪いかもしれませんが、そういったところがあるような気がします。

(城原川ダム等対策室)

脊振地区のですね、皆さんからはダムができた後、付け替え道路がどうなるんだということに非常に関心が高いということはもう、私たちも、つかんでおりましてそのことは、今の国のほうでつかけえ道路の設計とかもなさっておりますので、そこら辺が明らかにできる段階になったら、きちっと公表して、皆さんの方にですね、その不安を少しでも、和らげるといえますか、早め早めの情報提供は県としても当然、国に言っていきたいと思います。

(佐藤委員)

はい。私たちの血税が投入される公共政策だから、そこはやっぱりちゃんと、対応していただけたらなと思います。

(城原川ダム等対策室)

情報提供は1番大事なことだと思って、今後も取り組みます。

(伊藤委員長)

よろしいですか。

(佐藤委員)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

はい。私のほうからもう一つ、新設のダムは、前政権の検証ダム以降、今回城原川ダムはですね、それをクリアしてつくるということになったんですが、いわゆる既存の今言った13ダムをですね。これに関する、いわゆる利用状況の情報提供もなされてますか。

要は具体的に申しますと、お隣の熊本県、福岡挟んで隣の隣なんですけども、荒瀬ダム撤去しましたね、もう発電で熊本の産業に大いに貢献したダムなんですけど、今の時代となってはちょっと、弊害も出てきたり、別のダムがそれを代用したりということで、大きな予算使ってますね、県民の意見を聞いて撤去したって経緯、もう、もちろん御存じだと思います。

そういったことからですね、この13ダムも、それぞれ役割を終えて、撤去とまではいかないけれども、そのまま保全しながら使うとかですねそういう考え方もあろうかと思えますので、そこら辺のですね、まだ13ダム絶対要るよ、利用しかりするよっていうのは情報の公開もぜひとも、県民の方へですけれども、お願いしたいと私は思っております。

(城原川ダム等対策室)

今、大体ダムの貯水率とかそういった情報はしております。昨年の西日本豪雨の時にはですね、洪水調節という、大雨で下流の安全を守るための防災操作になりますけども、それをダムがですね、西日本豪雨はひどい豪雨でしたので、全ダムで行いました。まずしっかり下流を守るっていう機能を果たしてくれていると思っております。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。特に長寿命化修繕計画マニュアルに移行すると、ここの議題に上がってなくなりますね。そういったことを積極的に、ぜひともお願いいたします。

(山本委員)

はい。ただ今、お話がありましたが、城原川ダム建設の目的は、結局、治水です。城原川流域全体のことを念頭に置きながら話すと、あくまでも本日の議題は、ダムのことになります。やはり県の役割として、流域全体の治水への目配せが必要になると思います。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。  
ほかに御意見はございますでしょうか。

(猪八重委員)

はい。

(伊藤委員長)

お願いします。

(猪八重委員)

すいません。ちょっと細かいところなんですけれども、ゲートダムとゲートレスダムがあるということだったんですけども、評価Bのところ、機械設備の健全度、評価の対応というところで、主にこれゲートの設備だということだったんですけど、その場合ゲートレスのほうはどういう評価になっているのかっていうのがちょっと気になったんですけども、最後のほうに個別のダムの評価が出て、自然調節のダムの中で、B2となっているところもあれば、Cとなっているところもあるんですけど、このあたりの評価の仕方、ゲートレス方の、教えていただきたい。

(城原川ダム等対策室)

ゲートレスダムについてもまあ多目的のダムが多いんですけどもゲートレスといっても、今度治水のところではゲートはないかもしれませんが、利水のところで、バルブとかで必要な農業用水だとか水道用水をコントロールして流すというような機能があってそのところには機械設備が入ってくるという形になります。水道とかの施設は、非常に大事な施設なので、やっぱり重要度としては高い、というような形で重要度を見るという形になる。

(猪八重委員)

そのゲートレスと言ってもそういう利水のための機械設備があるということで設定していると。

(城原川ダム等対策室)

はい。

(猪八重委員)

はい。分かりました。

(山本委員)

城原川ダム予定地に発電所がありますが、発電施設はどのようなのでしょうか。

(城原川ダム等対策室)

城原川の第1発電所が水没するかどうかというのはまだちょっと公表されておりませんが、もし水没することになれば、移転するのか、発電はそこではちょっと不可能になるのか、そこはまた、ダム事業者である国から、発電の設備を管理しておられる九電さんに、詳しく説明してもらうことになるかと思います。ちょっと県のほうではそこまでどういうふうになるっていうのはちょっと予測できないところです。

(山本委員)

併せて、発電所のみならず、住民の方々への影響も出てきますので、ダムの高さは、どのくらいになるのでしょうか。

(城原川ダム等対策室)

高さにつきましてはですね、筑後川の河川整備計画で、一応城原川ダムの洪水調節容量という機能からきて、高さもおおよそ60メートルということはもう、公表されておりますので、60メートルがつくる場所が若干検討されていると聞いてるんですけども、そこを60メートル

ルの高さになると、水没するラインが出ますので、きちっと設計が終わったら、発電所も水没する水没しないということがはっきりすると思います。

(山本委員)

住民の方への説明はなされていますか。

(城原川ダム等対策室)

そうですね。住民の方にもそれはきちっと説明していかなくてはならないことです。

(伊藤委員長)

はい、よろしいですか。大体議論も、いろいろ出てきてまいりましたけれども、城原川ダムのことは、今回のですね、もちろん、委員の皆さんも御存じですけども、長寿命化とはちょっとまだ造ってないのですから関係ありませんけれども、事務局御提案の13ダムに関して、長寿命化修繕計画いわゆる新規評価マニュアルの変更案について、御承認いただけますでしょうか。

(永原委員)

質問いいですか。初めて参加するので的を射た質問になってるかどうかわからないんですけども、学校の立場からということで、学校では特に6年生に税務署の方に来ていただいて租税教室を開いております。みんなが納めている税が有効な公共事業に使われていて、橋が造られたり、道路が造られたりして我々の生活が豊かに安全安心に暮らしができるように使われているんだ、という学習を小学校ではしています。長寿命化計画に移行されることによってコストがずいぶん縮減されるという提案がされてますよね。50年間で約180億円が縮減される。これだけを見たらですね、大切な税がこれだけ削減されればもっと有効なものに使われるという風にすごいいいことに思うんですよね。ただ本当に180億円くらい縮減できるのかという検証をどんな方法でされるのか、計画では素晴らしい計画に見えますがデメリットはないのか。デメリットはどんなふうに考えてらっしゃるのか。それから先ほど委員長が、ダムが長寿命化計画に移行すればこの場が上がってこないと言われましたが、そしたらこの長寿命化計画は別の委員会で評価されるのか。検証はどうなるんだろうと疑問を抱いたんですけども。

(城原川ダム等対策室)

この180億円というのは、今回、各ダムに総合点検を入れまして、必要な分を従来型でやっていくのと、長寿命化計画で、予防保全の考え方を取り入れていくのでの差がこのくらい出るだろうという試算ですけども、今後これ実現するためにはきちっとやはり、点検を入れていっていかないといけないという形になるかと思いますが、これまで以上に、きち

っとした点検を入れていかなければならない、というのがデメリットとありますが、それも承知で、導入するわけですけれども、これまで以上の定期的な点検、これが重要になってくるということで、そこが担保といたしますかそれとあと、点検を入れたら、この情報がまた変わるので、公表する予定しておりますけれども、公表する内容もその点検を入れたときには、その都度で見直しをして、公表内容を、また変えて皆さんには、透明性といたしますか、情報提供はしていくというような姿勢では考えております。

ちょっと答えになってるのかどうかですけども。

(永原委員)

公表ということで透明性を担保しているということでしょうか。

(城原川ダム等対策室)

はい。担保できるのかなと。

(伊藤委員長)

それでは、改めまして事務局案ですね、御承認いただけますでしょうか。よろしいですか。はい。ではどうもありがとうございました。

そうしましたら報告事項に移りたいと思います。

二つ目の議題になりますが、まずは 30 年度の新規評価実施個所の予算化状況、これは、毎年御報告がある項目ですが、これに関しまして事務局のほうから御説明いただけますか。はい。

(熊崎県土整備部副部長)

はい。それでは、平成 30 年度の新規評価実施個所の予算化状況について御説明をいたします。資料は、資料 2 の 1、2 の 2 でございます。

まず、新規評価につきましては、評価の基準を定めましたマニュアルを、委員会で御審議をいただき、そのマニュアルによって、県庁各課で、評価を行いまして、その結果を委員会にお諮りするという流れで行っております。

具体的には、資料 2 の 1 の表の頭のところにございますように、左のほうから検討箇所数、現地機関評価箇所数というふうにあります。まず現地機関において箇所の検討を行って、例えば、1 番上のため池ですと、現地機関で評価したものが 6 件、その次に県庁の担当課で評価したのが 6 件、県土整備部として評価したものが 6 件ということになります。1 番下の合計にございますように、整備系の事業につきましては、県庁全体で 34 件を評価を行いまして、具体的には、ねずみ色の網のかかっているところが予算化箇所数ですけども、34 件のうち、合計で 32 件について、予算化したということでございます。

それから、裏面が維持系の事業でございます。同様に、50 件を、各部の方で評価をいた



しまして、このうち、28件を、予算化したところでございます。それぞれの箇所につきましては、12月及び1月の委員会におきまして、資料配布した上で御説明をしておりますので、本会議資料は添付しておりますけれども、資料については県のホームページのほうでも公表しております。

次に、予算を見送った箇所について御説明いたします。資料2の3、2の4でございます。

まず2の3ですけれども、整備系で、予算化を見送った事業でございますが、森林整備課の治山事業で2カ所、予算化を見送っております。この理由ですけれども、限られた予算でございますので、これを緊急性の高いほうから優先順位の高いほうから順に配分をしてきたところ、2カ所が見送る結果となったということでございます。

それから裏面2の4でございます。これ維持形の事業でございます。維持系で予算化を見送った事業といたしまして港湾課の港湾事業、港湾整備交付金事業と、5ページのほうの道路課の道路整備交付金事業のうちの舗装補修が予算化を見送っております。

まず港湾整備交付金事業につきましては、いずれも港湾施設の補修事業でございますけれども、こちらにつきましても、港湾整備の維持管理につきましても新規に取り組むところと、継続的に取り組んでいるところというふうにあるんですけども、事業の効果を先に早く出すという意味で、継続箇所のほうに、優先して予算配分を行った結果、新規のこの4カ所については、配分を見送ったということでございます。

それから最後に5ページの道路事業でございます。裏面まで、資料続いております。道路整備交付金事業の舗装補修につきましては、これ18カ所全てがですね、国の、平成三十九年度2次補正に計上予定だったものですが、国のほうで予算化がなされませんでしたので、県としても予算化しなかったということでございます。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。毎年度ですね、ここ御報告がある事項でございますけれども、昨年度私の記憶してるところによりますと治山とか防災関係がわりかし、いわゆる見送りというか積み残しがございましたけれども今回は大分、それが、上に上がって、実施される方向になったという理解でよろしいでしょうか。

(熊崎県土整備部副部長)

そうですね、予算編成を経て、結果としてこういう姿ということですので。

(伊藤委員長)

はい、わかりました。

委員の方、何か御質問等ございましたら。

(永原委員)

はい。また小学校、学校の立場から、お尋ねしたいと思います。

学校はですね、毎年、通学路点検というのをいたします。国道だったり県道だったり、通学路点検をしていただく中で、県の土木事務所の方がこられたり、国の方から来られたとかして一緒に通学路点検をしてくださいます。

我々は子供の通学路ってということで、通学路の安全安心を守るために、ここに横断歩道が欲しいとか、ここに信号が欲しいとかですね、ここは例えば見通しが悪いのでどうにかしてほしいとかというような、子供の安全安心を守る側からの意見を出すんですね。そういうものは、ここに反映してきてるものなんではないでしょうか。

(熊崎県土整備部副部長)

今回、評価の手順としましてはですね、今、委員がおっしゃったような、各土木事務所ですね、工事に必要な箇所を選定しまして、必要性について優先事項を付けまして、その地元の状況とかですね、そういったものを加味しまして、これは、っていう予算化したいというものを県庁に上げてきます。それをマニュアルに従って、評価をしまして、事業化が適当と思われるものを、この委員会にお諮りして、御審議して、了解いただいたものを、予算の審議にかけて、予算の範囲内で事業化するという流れに乗っておりますので、当然事務所で、通学路点検の結果ですね、これは必要だと、認められたものについては、当然ですけどもこれに上がってまいりまして、必要に応じて、必要なものを予算化している。

(永原委員)

ありがとうございます。安心しました。

(伊藤委員長)

ちょうどスクリーンに出てますけどいわゆる防災安全交付金のあれが多いですね。そういう理解でよろしいですか。

(平尾県土整備部副部長)

1点だけちょっと補足説明をさせていただきますが、今委員のほうから、横断歩道とか信号機というお話がございました。あくまで県土整備部のほうの道路課のほうで、所管しておりますのがちょっと信号とか横断歩道っていうものは、警察の方、交通管理者のほうなので、委員会の場にはですね、横断歩道だとか、信号機設置っていう部分については上がってきません。あくまで、この場でお話しさせていただくのは、新たな歩道の整備といった部分ですね、上がってくるということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

(伊藤委員長)

要望は警察とかですね、小学校とか地域の方から上がってきますけど、実際事業をされる、

いわゆるお金を使って事業をされるのはこちらです。それも審議でこういった形で決めさせていただきますと。はい、よろしいですか。

じゃ、ほかに御意見等、ございますか。なければですね、この報告についても御了承いただけますでしょうか。はい、ありがとうございました。

そうしましたら議題の3番目の報告事項に移りたいと思います。こちらはですね30年度の簡易事後評価の結果、御報告となります。はい。また事務局の方、お願いいたします。

(熊崎県土整備部副部長)

はい、三つ目の、平成30年度簡易事後評価の結果報告ということで、御説明をいたします。

公共事業の事業評価につきましては、事業完了後おおむね5年を経過した箇所について、その事業の効果を確認をし、十分効果が発揮できていないものというようなものがある場合には、その後の事業に必要な措置を講じていくという目的で実施をしているものでございます。

資料の3-1をごらんいただければと思います。事後評価につきましては、平成23年度から、委員会にお諮りした上で、進め方を少し変更しております。それまでは全ての箇所をですね、委員会でお諮りいただいて御審議いただいておりますけれども、事前に、事務局で事後評価ということを行った上で、その結果でC評価またはD評価となった箇所がある場合に委員会にお諮りすると、というようなことにしております。今回は、平成30年度に事後評価を行っておりますので、具体的には平成24年度に事業が完了したものが対象となっております。内訳としましては資料の3の1の下半分に載せております通り、港湾課の港湾事業、重要港湾の改修事業でございますとか、港湾整備などがございます。そのほかごらんのとおり61件の事業を、事務局のほうで事後評価をしております。評価の結果につきましては、5ページから資料3の2ということで、添付をしておりますけれども、全ての事業におきまして、AないしBという評価となっております、C、Dといったものはございませんでした。ということで、今回は、簡易事後評価で諮問する箇所はなかったということで御報告をいたします。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。永原委員が今回初めてですので簡単に御説明しますと、1回つくった事業でもフォローアップしましょうっていうのが今のお話なんですね、5年たってますね。今、ちょうど開いてられるページが、折り込みがたくさん、そのあとについておりますので。例えば、先生のさっきの御質問に関連するようなところだと21ページ、右下のページです。こういったようにですね、これは上の写真も下の写真もそうですけど、実施前はもう非常に車といわゆる通学時間帯が錯綜しても、子供の安全が脅かされてるような道を、例えば、歩道をきちんと確保し、安全を向上させたっていうような、こういう公

共事業に関して、いわゆる5年以上経ったものをですね、上にBが並んでますけども、これは判断基準はもうさかのぼっていただいて先ほど説明いただいた3ページあたりから、判断基準でございます。

こういったいろんな環境だとかですね維持管理状況、港湾や道路作ったら、経済波及効果、もしくは県民、こういった、評価基準に基づいてですね、公共事業本当に税金がうまく使われてるのかどうかというの、評価されている。

ただ、AとかBとかつけるのは県の職員の方がつくって、また評価も自分たちでされてますので、本当にこのAとかBもしくはCとかD妥当かどうかというのを、この場でですね委員の方で見ていただきたいというのが、そういう趣旨なんですよね。はい。

ほかの委員の方々が何か御意見ございますでしょうか。ページ数が多いですからちょっと時間を取りましょう。道路の改良であったりバイパスの整備であったり何か、こういったところを使ったよ、というような御経験あればですねそういう経験を踏まえて、はい。いただいても結構でございますし。はい、どうぞ、お願いいたします。

(佐藤委員)

すいません。結果一覧表にあります地域住民等、県民の意見というのは、大体どういった方をターゲットで、年齢だとか、そういうものって徴収されるんですか。それともその地域の区長さんだとか、そういう代表者の方にヒアリングをされるんですか。

(熊崎県土整備部副部長)

具体的に現地機関、土木事務所とか農林事務所の職員がですね、地域に入ったときに、聞いてくるようなことでございますけども、多くは、区長さんとかですね。そういう地元の代表の方が多いのではないかと思います。特に、こういった公共事業につきましてはですね、地元の要望等を踏まえてですね。箇所を選定して向上しているということが、大半でございますので、やっぱり工事をするにあたってですね、地元の意見を聞きながら進めていくとかですね、県としても、地元には配慮してですね、事業進めておりますので、その結果、というふうに我々としては思っております。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(鳥井委員)

今の佐藤委員の話で、私の住んでいる大和、まだ、そこでは、回覧板で情報がきます。例えば区長さんになにか陳情するかっていうとなかなか、区長さんとのつながりも実はなくて、誰に言ったらいいのだろうって思いながら私の中では区長さんに直接いうということはないです。つい隣近所で話をする、井戸端会議の中でこれはこうだよって話が出るの

です。今は県の方が区長さんにお話を聞いているっていうことであれば、日程が決められていると思うので、そのときに、こういった区長さんと話し合いがあります、という場を公開していただいて、回覧で回すっていうことはどうなのでしょう。そうするともう少し皆さんの住んでいらっしゃる方の意見が聞けると思います。大和も働いていらっしゃる方が多いので、時間帯によっては働く人たちは参加は難しいかもしれませんが、少しでも広く意見が聞けるような場を設定するってというのは、検討できないのでしょうか。区長さんだけにというのではなく。

(熊崎県土整備部副部長)

そうですね、区長さんの役割としてはですね、やっぱりその役所と地元の連絡、いろいろな役割を担っておられまして主にはですね、市役所と、やりとりをされていると思います。区長さんは公共事業だけじゃなくて、例えば福祉とかですね、そういった部分は多方面にわたってますんで。私たちの立場だけでそこはどうかと。

(鳥井委員)

区長さんの判断によるってということなのですね。

(熊崎県土整備部副部長)

やっぱり区長さんとしてもですね、その役割としては、やっぱりその地元のいろんな事情をですね。役所に伝えるという役割を担っておりますので、区長さんのほうも、積極的に情報収集をされてるんじゃないかと思います。

(伊藤委員長)

あと、目安箱みたいなのも活用されてますか。

(熊崎県土整備部副部長)

それから、例えばその道路の状況とかですね。何かお気づきの点とかありましたらですね、直接土木事務所とか市役所にお問い合わせされてもいいんじゃないかと。

(鳥井委員)

はい。ありがとうございます。

(伊藤委員長)

ほかにないようでしたら、御報告に関しましても了承という形でもよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

そうしましたら、次の議題に入りたいと思います。次はですね、議題の4番目ですか、今

度は具体的な公共工事のですね、効果をもうちょっと詳しく御説明いただくということですね。まずは、港湾課のほう、ですか。はい。伊万里港の、はい。整備効果について、御説明いただきたいと思います。

(港湾課)

港湾課長の池田と申します。よろしく申し上げます。説明はですね、資料は4の1になりますが、説明はちょっと前の画面のほうでさせていただきたいと思っております。

今回の案件は重要港湾改修事業、伊万里港七ツ島地区でございます。事業概要ですけれども、所在地はですね、伊万里市の黒川町の七ツ島工業団地があるところの港でございます。事業期間は、平成19年から平成24年まででございます。総事業費は6億2200万ということで、事業内容は、水深が9メートルの岸壁が、36メートル、泊地がですね、3万m<sup>3</sup>の掘削でございます。事業概要等についてはちょっと後で説明します。

背景と目的でございますけれども、これもですねちょっと次の画面でまとめて説明します。

これ七ツ島工業団地内にある、伊万里港のコンテナターミナルでございます。

コンテナとかがありますけれども、その横にはセメントの工場とか、さらにその横にはですね、名村造船所とかがあるところでございます。このコンテナターミナルにつきましては、ちょっと海側のほうに岸壁がございまして、水深が9メートルで延長が154メートルの岸壁でコンテナを取り扱っております。コンテナにつきましては、東アジア、中国とか韓国とかの、貿易を行っているところでございます。岸壁が154メートルということで、1万トン級のコンテナが1隻とか着くってというような、岸壁というですね、貿易を取り扱っておったところなんですけれども、例えば天候の関係で、ある日に、コンテナ船が2隻入ってきた時にはですね、1隻がコンテナの積み下ろしをやってるときにはもう1隻は沖合でちょっと待機せざるをえないと、いうことで非常に港湾を利用される方にとっては非効率な状況、物流としても、定時制をですね、確保できないという、そういう状況でございました。またコンテナ貿易についても、年々増加する中でですね、一つの岸壁では、なかなか貿易が発展しないというそういう状況でございまして、そういう、課題があった中でですね、画面の中に黄色と表示している部分なんですけれども、ここに水深が13メートルの岸壁を260メートル、国のほうで整備をしていただきまして、その背後地の埠頭の用地とか、そこにガントリークレーンっていう大きなクレーンをつくったんですけれども、そういったものを県で整備しております。その事業と連携しまして、今回、該当箇所の赤で表示している部分ですけれども、既設の9メートルの岸壁と、黄色で塗っている13メートルの間の36メートル間を、岸壁の整備をしまして、黄色の直轄の岸壁とですね、連続した岸壁、連続バースという言い方をしておりますけれども、そういう形に整備をしております。海側で赤色で表示している部分はですね、泊地といいまして、船が入ってきたときに、停泊する部分とか、あと旋回してですね、方向転換しても、また戻るときとか、そういう部分のところなんですけれども、水深が9メートルに足らなかったということで、それを深くするための掘削を行っております。

整備の効果でございますが、左上のほうが整備前です。ここに既設の岸壁 154 メーターございましたけども、整備後は、36 メーター延ばして、9 メーターの岸壁が 190 メーターになります。それと国のほうで整備してもらった、13 メーター、水深 13 メーターの岸壁が 260 メーターということで、全体で 450 メーターの連続の岸壁ができ上がりました。それによりましてですね、船を、こことここら辺にっていうことで、2 隻同時のコンテナの積み下ろしがですね、できるようになったということでございます。

整備の効果でございますが、七ツ島のコンテナターミナルは平成 9 年に開港しまして、それから順次伸びてきたんですけども、平成 19 年ぐらいからは、先ほど申しましたように、頭打ちになって、岸壁の能力としても、限界に達していたっていう、そういうことで今回の事業を取り組み、平成 19 年から取り組みまして、平成 24 年度末ぐらいまで整備をしまして、その後先ほどの整備の供用をしたところでございます。そうした港の効率性が向上したっていうことで、当初、整備前はですね、コンテナ船が 4 航路で週 4 便、就航しておりましたけども、港が非常に効率的になったということで、その後増便がございまして、現在は、5 航路で週 7 便コンテナ貿易が行われております。

そうした結果、コンテナの取り扱いもですね、整備後は順調に伸びまして、平成 28 年以降はですね、毎年、過去最高の取り扱いをできるようになっております。こうしたコンテナ貿易が少しずつ伸びてくることによりましてですね、地域の産業経済の発展に寄与できているものと考えております。

利用者っていうことで、県民の方の声っていうことで、この場合はどうしても港湾を利用する方声になりますけども、水深が 9 メーターの岸壁と、13 メーターの岸壁が一体的に整備されたことで、複数の船が同時に、接岸可能となって、荷役効率が非常に向上したと。それが向上したことによって、荷役の作業の短縮とか、もう一つは物流の定時性とかがですね、確保されて、港全体としても、安全性が向上したよね、とそういう声をいただいております。説明は以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。この件に関しまして委員の方から何か御意見や御質問等ございますでしょうか。

(亀山委員)

伊万里港の機能として 2 バースに増強されたこと自体は良いことだと思います。一方で、この委員会に直接的に関係しないのかもしれませんが、少し気になるのはポートセールスのあり方です。最近の日韓関係など見ていると、韓国(釜山)依存のフィーダー化というのは気になるところです。

(港湾課)

先ほどですね韓国とか中国と、コンテナ貿易やってるっていうことで、実は主には中国とか東南アジアの方になるんですけど韓国のほうですね、釜山港という大きな港があって、中国の南部のほうから持ってきた貨物をですね、釜山港で一旦積みかえて、伊万里港に持ってくるっていう。韓国はどちらかというとその積みかえだけなんで、貨物の直接の取り扱いというのは少ないのですよね、日韓関係の影響としては少ないです。

ただ、今米中貿易摩擦とかあって中国経済が少し落ちこんでおりますよね。佐賀県の例えば、王子マテリアさんとかいうことで、ロール紙なんかを輸出するんですけども、中国の経済が落ち込んでくることですね、ちょっと輸出が今、少し減ってるというような状況にあります。韓国とは今のところは、コンテナに関しては影響はないです。

( 亀山委員 )

佐賀県(伊万里港)に限ったことではないですが、日本海側の港湾が釜山港のフィーダー化している点は大いに気になるところです。特定のところに集約していることのリスクはもっと考えていかないといけないと思います。

( 伊藤委員長 )

ほかに御意見等ございますか。よろしいですか。はい。どうもありがとうございました。続きましてですね、今度は県営のかんがい排水事業に関しましての公共工事のですね効果について御説明いただきたいと思います。お願いします。

( 農地整備課 )

農地整備課の武藤と申します。よろしくお願いいいたします。

まずお手元に配付されてます資料の4-2と、後、A3になるんですけど、資料の3の1の8ページになるんですけども、その下のほうに、今回の佐賀東部地区かんがい排水事業のほうの要望資料でございます。前でございますね、パワーポイントの方で説明はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

県営かんがい排水事業というのはですね、かんがいというのは、農業用水を供給するということで、確保するとかそういう意味です。排水というのは、この逆でございます、滞水していたら農作物ができないので、それを排水するような施設をつくるというふうな、農業の生産基盤の整備の一つの事業でございます。今回の佐賀東部地区につきましては、佐賀市の東側から神崎市がほとんどかぶる地区になります。これを拡大しますと、右のほうのこの図面になるんですけど、今回佐賀東部地区でした実際の施設というのがですね、ちょっとわかりにくいんですけど赤で表示した水路になります。今回の水路の内容ですけども、事業は用水路工、用排水路工、揚水機場、排水樋門という形になりまして、受益面積は約6,000ヘクタール、関係市町がここにありますが市町となっております。

実は佐賀東部地区なんですけども、これは末端の水路整備をやってまして、本来は、国営



筑後川下流土地改良事業というもっとこれよりも広い範囲の事業があります。その末端整備をこの地区でやりまして、また末端につきまして、圃場整備やってまして、この国営の筑後川下流土地改良事業と、それと今回の東部地区、それと圃場整備、三つですね、地域の整備をやったと思っていただければ。

先ほど説明しました国営の筑後川下流土地改良事業ですけど、白石から福岡県まで約4万ヘクタールくらいの面積でございますけども、今回の佐賀東部地区は、この青のエリアのところになります。

ここからは事業の目的の方を説明いたしますと、昭和50年頃の話ですけども、特に農業用水の確保につきましては、平野部については淡水(アオ)取水という非常に不安定な農業用水の管理をしていました。後ほど詳しく説明いたします。

それから中山間地域については山手の方ですけど、小河川からの取水ということでなかなか安定した水の供給ができない。農業用水の実態としてはこのようになっていました。

次にクリークが平野部に入ってまして非常に狭小で圃場整備が行われる前でしたので、大きなトラクターやコンバインの作業効率も悪かったということです。また、用水が確保できなかったですからクリークは灌漑期、今の時期は満水状態ということで排水を受け入れるポケットがなかった状態でございます。

事業の目的といたしましては、一つは先ほどありました国営の事業と一緒にクリークの統廃合、それと水源を筑後川の方にもっていきまして用水の安定供給を行う、それと圃場整備と一体となりまして区画の整備、農地の排水条件の改善、というのを目的として事業を展開しております。

実際にやりました施設なんですけども、東脊振にこういった、ちょっと古くなってるんですけど、これは揚水機場でございます。それと、こういった形ですね、クリーク水路、これを整備しています。それとこういった排水樋門ですね。それと先ほどダムでもあったんですけども、こういった水の管理とかするための水管理システムという、紹介させていただいたのはごく一部なんですけどもこういったものを整備しています。

これがですね、事業の全景なんですけども、南のほうから、北のほうを見ております。この辺が旧千代田町になるんですけども、ここが県道八女線ということになってます。これが県営の水路とかですね、国営の水路、それと、区画の整理につきましては圃場整備でやっていうふうな状況です。

これを大体同じような感じで見ますと、ちょっと説明をさせていただきますと、筑後川に筑後大堰がございまして、この上に佐賀揚水機場があります。これから、ポンプで、佐賀東部導水路ということで、最後は佐賀市まで行くんですけど、こういったパイプラインが整備されております。これから分水して縦のほうにですね、こういった水路がありまして、あとは、分水された水を各圃場に、またクリークに落としてそれを揚水ポンプでポンプアップしまして、給水栓で農地のほうに供給するというシステムになっております。

この中でちょっとイメージ的に言うんですけども、圃場整備前がこういったクリークがあっ

て、なかなか区画がきれいじゃなかったんですけど、こういった一体的に整備することできれいな区画になる。そういうことで、分水から流れた水が来て、最後は水田のほうに水は通ってます。

次ですけども、航空写真で撮ったやつなんですけど、ちょっと写真で見にくいかもしれないですけど、いびつな形の、イメージでいうとこんな形だったのが、区画整備されてきれいになったということで、大型のコンバインが効率的に働けるようになったっていう状況です。それと、この排水の改善になるんですけども、クリークがこういうふうにあったんですけど、灌漑期はどうしても水を確保するためということで満水状態でございまして、それに雨が降ると溢水する、という一つのイメージです。これが今後、この整備をした後はどうなったかといいますと、田面の約1メートルに管理水位を持っておりまして、ここに、雨が降った時にですね、流れこむポケットを持っております。だから雨が降っても、一時貯留ができますので、排水を少しためて、下流の潮の満ち引きと一緒に流すという形で排水をスムーズにやるという形になっております。ということで、今の、例えば、雨が降るときも畑作物も並行してできると、いう風な形になっております。

営農の状況ですけども、この佐賀東部地区における施設の野菜で大きく変わったのはアスパラガスです。ちょっとここわかりにくいと思うんですけど、ハウスの中で栽培されております。あと露地野菜、これは春に取れるんですけども、こういったタマネギとかですね、あと、キャベツとかいったのが振興されているというふうになっておる状況です。

そしてトータル的な事業の効果になるんですけども、大きな効果としましては、一つは、畑作物生産の拡大ということで、右のほうに、一つの例ですけど、小麦、大麦類ですけど、昭和50年から平成29年のデータなんですけど、伸びています。大豆につきましては、夏の米の転作作物となってますので、排水の改善とともにですね、技術進歩もあったんですけども、こういうふうに伸びております。アスパラガスにつきましても同じように、夏もですねハウスの中で作りますので、排水の改善が一つの大きな転機となりまして、生産量も増えていると。こういったことが大きな効果として表れております。

それと、労働時間の節減ですけども、これにつきましては、整備だけじゃなくてですね、大型機械の導入とか、技術の進歩も当然あるんですけども、水稻、大豆、麦類、土地利用型農業ですけど、大体30%ぐらいの労働時間というふうになっているところです。

最後に湛水の防止ということで、先ほど御説明しましたけど、クリークの貯水を常時下げてるもんですから、どうしても、大雨のときの湛水被害の軽減になっていると、いうことで、当然農地ですね、湛水被害防止ということで、進めていくんですけども、ひいては家屋とかですね、道路とかにも役立っている。当然それはクリークをこういうふうにしたからだけじゃなくて、河川とかいろんな事業が相まってですね、効果が出てるんですけども、湛水の防止ということで、主だった効果としては、畑作物の生産拡大、それと労働時間の削減、それと湛水の防止、こういった3つの大きな効果が出ているところでございます。

あとその他の効果ということですが、多面的な機能の一つなんですけども、総合学習の場と

ということですね、こういった施設でも勉学の一つとして、体験とか、そういったものに使われるということでございます。

県民の声なんですけども、確かにちょっと全部に聞いているわけじゃないですけども、農家の土地改良区とかですね、生産者の方に聞いた内容ですけど、用水の効果とか排水の効果とか、先ほどの私が御説明しました内容とですね、同じような御意見をいただいたということでございます。

最後に、淡水(アオ)取水ということでご存じの方もいらっしゃると思うんですけど、潮汐作用、潮の満ち引きですね、それによって淡水は上になって、塩水が重いので下になると。それで、潮汐作用を利用して、下から海水が上がってくると、水位が上がりますので、それを利用して地区内に淡水を取ると。農業用水の昔の確保の方法です。写真はですね以前の諸富のものなんですけど、ここに淡水(アオ)取り樋門がありまして、これが満ちると淡水が上に上がってくるという風な状況になっています。以上で説明を終わります。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございました。御報告に関して御質問等ございますか。

(山本委員)

こちらについては、国営の事業と県営の事業とがどのように役割分担をしていて、いくらいずつ国と県が費用負担しているのかが知りたく思います。

(農地整備課)

国営の事業っていうのはですね、事業制度の関係で末端の縛りがあって、例えば国営の水路がこの辺にあるんですけども、直接の受益面積が一定以上のものじゃないと国営にならないと。当然それ以外のものも一体的に整備しなきゃいけないということで、県営の事業を一体的なエリアとして設定をしまして事業を推進していったと。ただ、今回は佐賀東部だけなんですけども、こちらのみやき地区とか鳥栖地区とかですね佐賀の中部地区とかですね、別の事業も起こして末端の整備をやっていくと。あと先ほど説明しなかったんですけど、こちらに佐賀揚水機場がありまして、佐賀東部導水路があるんですけども、これにつきましては水資源公団と以前言ってたんですけども、今水資源機構と言っています。これが国からの事業継承を行われまして、整備と管理も水資源機構でやっている。

もう一つのおたずねはなんでしたっけ。

(山本委員)

その前に、かんがい排水について、国の事業と県の事業とは、どのように住み分けしているのでしょうか。

(農地整備課)

かんがい排水事業は全体が一定の大きさ、例えば 3,000 ヘクタール以上であれば国の国営事業の要件に合致するというので、あと国の方でやるのは技術力が高度なものであるとかですね。それと国庫の負担率が違ってきますから国営の方が国庫負担率が若干高いんですよ。だからできるだけ地元負担が少ないようにということで国の方でやっていただけるなら国の方をお願いすると。そこで要件として合わないものは県営事業とか。あと県営事業でも要件がありますので、市町や土地改良区が事業主体となってやっている部分もござります。大体事業の制度に合った形での役割分担になります。

(山本委員)

もう一つは、費用負担についてで、国と県等でどのくらいの負担割合になるのでしょうか。

(農地整備課)

一概には言えないんですけど、国が 50%で県が 25%になっています。そして市町と農家さんが 25%となっています。それとトータルの中でブロック割とかされてあるんですよ。縦のラインの縦のブロックとかですね。そういったところで経費が違ってくるので、そこは市町さんとかと話し合いながらですね、地域負担を決めているという。

(山本委員)

東部地区全体の中で 50, 25, 25 という理解でよろしいでしょうか。

(農地整備課)

はい、そこは変わりません。後は市町さんと農家さんの負担が路線とか場所で若干違ってくるといったイメージです。

(伊東委員長)

それではいかがでしょうか。この件につきましてもご了承いただいたということで。はい。ありがとうございます。

それでは次のご報告をお願いします。

(森林整備課)

はい。森林整備課長の一高と申します。よろしく申し上げます。早速、パワポで説明申し上げます。

森林整備課所管はですね、山林部について、業務をやっておりまして、主に治山事業は、災害が発生した場合の復旧でありますとか、事前予防の事業を行っております。

今日、報告させていただきます地区は、地域防災対策総合治山事業千束地区と申します。

場所でございますけれども、唐津市の相知町なんですけども、巖木川を挟んでですね、左岸側には相知支所でありますとかですね、あと JR 相知駅、あと、国道 203 号がございまして、その右岸側ですね、この赤で囲んだ、この一帯をですね、事業をやっております。実はちょっと映ってませんけども、こちら側ですね、この地区の南側、田頭地区っていうのがございまして、そこについても平成 19 年にものすごい災害を受けましてですね。そこも地区指定事業としてやって、今、完成しているところでございます。当該千束地区につきましてはですね、大体、赤色のここがは稜線でございますけれども、緑線の林道の上流域に主にこのダム、小さなダムをですね、17 個つくっております。それとともに、これがちょっと山崩れですね、ちょっと見にくいですけども、山腹工と書いておりますけども、斜面崩壊が発生しましたので、その手当も行っております。保全すべき、公共インフラとかですね、範囲が黄色の範囲でございまして、後で、この施設については御説明させていただきます。

工期でございますけれども、21 年度に災害が発生いたしましたものですから、22 年から 24 年の 3 力年間でやっております。費用につきましては 3 億 3000 万弱でございまして、国と県が 2 分の 1、費用負担でやっております。

背景・目的でございますけれども、平成 21 年度ですね、7 月 24 日から 26 日に、最大時間雨量 59 ミリ、連続雨量が 283 ミリ、総降雨量 425 ミリ降りましてですね。複数の溪流の溪岸が浸食をしておりますね、あと山崩れが発生しております。当然梅雨期後もですね、台風とか来襲しますので、そこでまたさらに被害が拡大していったという経過がございます。

目的につきましてはですね、災害の復旧でございますから、当然、復旧でございます。あと、住民の生命財産保全と生活環境基盤の保全ということでございます。

保全対象につきましてはですね、先ほど黄色のところ、人家が 85 戸ございまして、県道が 800 メートル、市道が 1200 メートル。あと、ため池がございまして、農地は 15 ヘクタールでございました。

これが被災直後の当時の状況でございまして、通常、小さな沢だったんですけども、これが、こういった 1 メートルを超えるような、浸食を受けてですね、一方で沢の左岸側斜面ではですね、山崩れが発生した場所もございました。遠くから見たら想像しにくいんですけども、山の中ではですね、こういった土石とかですね、流木が、散乱・堆積した状態になっておりまして、これでいいますと、ポールが 2 メートルでございましてから 4~5 メートルぐらいの、大きな堆積物になっているということでございます。これは一般的な治山事業のですね、復旧の工法でございましてけれども、今申しましたように、こういった、ガードレールや道路がございまして、こういった場所で、道路にぶつかって、土石流が来たりだとか、流れてきたりとかする災害でございましてけれども、ここに谷がございましてですね、そこに、小さなダム、通常は 5 メーター、6 メーター、8 メーター、そういった高さのですね、ダムをつくりまして。あとはこの場合道路がございましてから、道路への導水を要望流路工で導いて乱流を防止すると、いうことになっております。あと、山に戻したい目的がございましてから、

植栽であったりですね、緑化工、張芝工、そういうことをやって復旧してっております。

一方、山腹工と申しまして山崩れですね、地すべりとは違う形態でございますけれども、山崩れ、一般的に言う山崩れが起こった場合はですね、こういった末端にコンクリート、ブロック、石詰め等の土留工をまずやってですね、土砂が流れないように固定したうえで、一番上の発生頂部についてはですね、通常掘削工をやって、掘削をやった土砂は、ここに盛れるときは盛ると、極力残土を少なくするためにですね、掘削した土は有効利用して盛ると。盛った後についてはこういった木柵工とかですね、真ん中には水路工、そして、表面水は素早く地区外に出すというような工法を主にしております。

実際、千束地区でございますけれども、事業効果としましては、当然、溪岸浸食の防止を図ったりとかですね、直接的な効果を発現していると考えております。あと環境への影響につきましてもですね、濁水が流れておった状況でございますけれども、水質も改善し、あと植栽工をしたことで山によみがえってきて、環境がよくなったと考えておるところでございます。当時、施工直後、そして今の状況でございます、治山事業はですね、こういった山に覆われてしまってダムも見えなくなるという最終目標がございますので、それに近づいてくれているという風に考えております。

一方、山崩れに対する山腹工でございますけれども、これについては、当時はこういう、当然、斜面の崩壊の深さはですね、浅かったり深かったりいろいろございますけれども、ここは、浅うございました。で、こういった法枠工で対策をしてですね、もう、全然見えなくなるという当初の目的を達成してるという、考えでございます。これについては、当然直接的な効果とともにですね、多様な生物の導入みたいなことを、効果として考えておるところでございます。

整備の効果でございます。雨量比較でございますけれども、整備前の21年当時はですね、こういった、日雨量と時雨量があったもんで、被害が発生したということですね。あと、その後、発生した降雨、近いところ言うと25年と30年でございますけれども、その雨でもですね、こういった雨でも被害が出ていないということでございまして、これについてもまあ、平成21年度の被災時に近い降雨についてもですね、災害を受けることなく直接的な効果を発現しているというふうに考えております。

維持管理でございますけれども、治山事業につきましてはですね、つくった施設は、森林法に基づきまして県が管理するようになっております。一方、こういったですね、点検については、市町の皆様、後地元の皆様にも協力いただいてですね、適宜、観察も行ってもらっております。これは唐津市の防災パトロールの事例でございますけれども、こういった維持管理形態に努めておるところでございます。

最後ですけれども、御意見出ておりましたけれども、防災事業でございますから、安全が確保されて当然でございますけれども、ここで申しますと千束ため池にですね、実は土砂が流入した実績がございました。あと水質。こういったこともですね、ダムをつくったことでですね、改善されております。あと、林道にも、この林道につきましては生活道でもござい

ましてですね、ここの林道にも沢からたくさんの土石が流出しておりましたけれども、これについても、現在はありません。あとその地元についてはですね、事業を進む過程で用地交渉をしますけども、そのときにも意見を伺いながらとかですね、そういったことも、取り入れさせていただいておるところでございます。簡単ですけど以上でございます。

(伊藤委員長)

はい、ありがとうございます。

かなり防災設備として、効果を発揮しているという御報告であったように思いますけれども、委員の方々から何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。ちょっと時間も押してますので。はい。その次の、最後の御報告に参りたいと思います。

(河川砂防課)

急傾斜地崩壊対策事業ということで、その効果について、ちょっと、足早に説明をさせていただきます。場所について、急傾斜地のこの事業やってるのが、江北町の肥前山口駅のあちやうど東北の地点の、この山の斜面の急傾斜地の対策を行っております。

この事業については、斜面の崩落から人家、公共施設を守る防災的な事業でございます。こちらのほうに施設をつくってるんですけど、その周辺には約60戸の人家が密集いたしております。この人家を守るための法面の法枠工というのがこの事業でございます。この事業の佐留志地区なんですけど、昭和49年から58年にかけて、集中豪雨で落石とか、いろいろこういう災害が発生いたしております。それで、災害について、そのあと、昭和60年、平成2年、平成5年と立て続けに、災害が起こっております、黒くハッチをしてるとこは、これは災害関連で、部分的にのり枠をしている箇所でございます。余りにもちょっとこういう災害の箇所が頻発するもんですから、平成14年から急傾斜地崩壊対策事業ということで、事業を開始いたしております。この事業についてはこの赤いハッチにかかっているのが、対象のエリアになってます。

過去の災害についてちょっと御紹介をいたします。これは平成5年の災害なんですけど、部分的に、この辺崩落を起こしております。これがその当時のアップの写真です。これも平成5年、この崩落してる斜面の下に町道が走っております。これを守るための事業でもあります。そのときの土砂が民家に入り込んだり、あと地域の消防団、地区の方が、崩壊の土砂を撤去してるところです。先ほどこの事業についてですけど、この赤いハッチをしてるのが、この事業の区域でして、斜面が大体25メートルぐらい高さがあって、傾斜というかその斜面の傾きが50度ということで、結構切り立ってる斜面でございました。

その斜面についてですけど、こちらが先ほど下にあった町道です。以前に、ストーンガードの擁壁を一部立ててるんですけど、この事業は、この斜面に法枠っていうか、コンクリート製の吹きつけをやって、アンカーをとって、斜面が滑らないようにする対策をやっております。

環境っていうか、現在施工がもう進んでおりますけど、施行直後がこういう法枠の斜面をとめる、コンクリートの施設ですけど、こちらはそれ以前にやった地区なんですけど、何年後かすると、こういう植生が戻って、法枠自体のコンクリートが見えなくなる。そういう環境にも配慮いたしております。

整備効果ですけど、本来の目的は人家とか人命を守るための事業なんで、それを整備するっていうのも目的なんですけど、近年の雨ですけど、昭和 60 年、平成 2 年、平成 5 年という災害があったんですけど、そのときの最大雨量が、平成 2 年が最も多く、日雨量 331 ミリぐらい降ってます。時間雨量は、最大は平成 5 年、時間雨量 80 ミリ。こういうときに災害が起こっております。現在、施工が終わった平成 24 年以降は、おととしの西日本豪雨のときは、310 ミリぐらい降ったんですけど、何ら被害が出てないといった、その安全が担保できてる人家のほうを守られてるっていう、効果を検証いたしております。

今、平成 24 年に完了してますけど今はもう、ほとんど森の状態に戻ってしまってます。

次に地元説明会とかいろいろやるものですから、地区の人とか区長さんにお声を聞いたときには、安心して暮らせるようになったとか、そういう、お声を聞いております。

以上が説明になります。

(伊藤委員長)

ありがとうございました。すぐ、先ほど御説明ありましたように平成 29 年の 300 ミリ降ったときにでもですね、被害が一切なかったという御報告で、住民の安全を守るために非常に重要なインフラだと思います。この件に関しまして、御意見や何かコメント等ございましたら委員の方お願いいたします。はい。お願いいたします。

(鳥井委員)

先ほどダムの時にお話が合った長寿命化計画で、法面のおかげで現在は守られてるんですけど、壊れたらコンクリートがどんと落ちてくるイメージがあるんですけど、メンテナンスして、それを長く使っていくようなそういう方法になっているのでしょうか。

(河川砂防課)

言われるとおりにコンクリートで出来てますんで、寿命というものが当然発生はします。それは定期点検とか、こういう県でつくった事業については、定期的に、やっぱり点検が土木事務所で入ります。そこで、大きな亀裂とか、そういうのが見つければですね、先ほど、維持管理で言われてる、予防保全で、そのひび割れを補修したり、そういうので延命をさせていきます。抜本的にもやり直さないといけないという判断が出ればですね、再度、やっぱり作り直さないといけない。また、事業で起こしてですね。できるだけ延命させて点検をやって安全を確保していくということに努めるようにしております。



(鳥井委員)

今の自然災害でちょっとこう、何ていうの(赤丸)でしょう、大体この耐久年数っていうか、どのくらいあるんですか。

(河川砂防課)

普通コンクリート構造物っていうのは50年とかいうふうに、建物も多分そういうふうになんて言われてるんですけど、おおむね、そのくらいまでもつだろうということでの試算になってるんですけど、やっぱりこういう天候とか地震とかいろいろありますんで、その都度点検してやっていかないとイケないかなということになります。

(鳥井委員)

ありがとうございました。

(伊藤委員長)

はい、ほかに何かございますか。全体を通してでも結構でございますが、よろしいですか。はい。ちょっと時間お昼にかかりまして申しわけございません。この委員会、非常に委員の方に活発に御意見いただきましてですね、委員長ほとんど仕事をしなくても進むような委員会なんですけれども、委員長の唯一の仕事として、皆さんのお昼休みを浸食しないようにというようなところがあったんですが、少しオーバーしまして申しわけございません。事務局のほうにお返しいたします。

(事務局)

はい。伊藤委員長様におかれましては議事の進行を、委員の皆様におかれましては活発な御意見、御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました貴重な御意見につきましては、今後の公共事業の取り組みに生かしていきたいと考えているところです。

最後に事務局から、今後のスケジュール等について説明をさせていただきます。

次回の委員会は、10月の下旬、令和2年度の予算に係る新規箇所評価の報告を予定しているところです。詳しい日程につきましては、改めて調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それではこれもちまして、令和元年度第1回、公共事業評価監視委員会を終了いたします。本日は皆様ありがとうございました。